

## ニセコ町都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ニセコ町都市計画審議会条例（平成20年ニセコ町条例第25号）第8条の規定により、ニセコ町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 審議会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、会議の7日前までに会議の日時、場所及び審議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、通知期限を短縮することができる。

(会長の選挙)

第3条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで決める。

2 審議会は、委員の中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。